

科目Ⅰ

放課後児童健全育成事業の目的 及び制度内容

科目1：放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容

ねらい

- 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の目的について理解している。
- 放課後児童健全育成事業の役割について理解している。
- 放課後児童健全育成事業に関する法律、政省令及び通知等について理解している。

主な内容

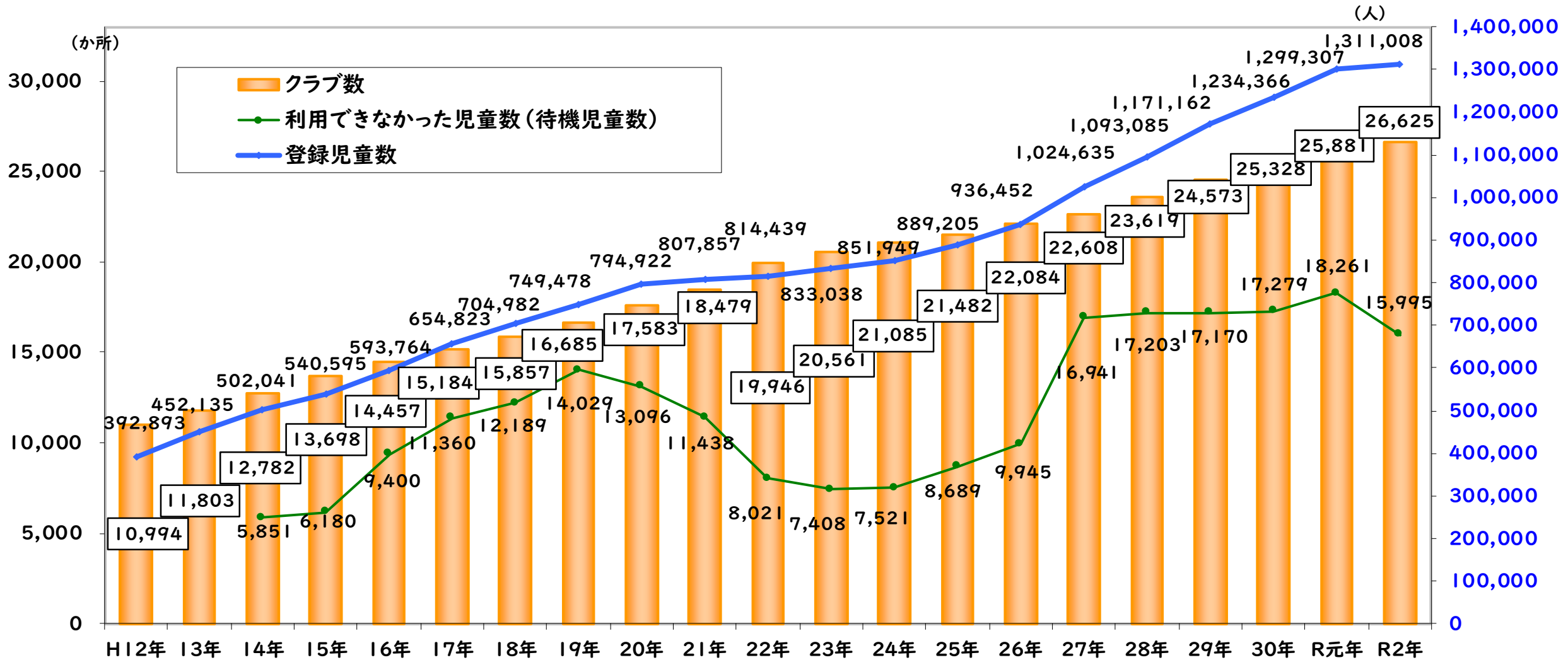
- 放課後児童健全育成事業の目的及び役割
- 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の内容
- 放課後児童クラブ運営指針の内容
- 放課後児童支援員認定資格研修事業の内容

1. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の現状
2. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の目的及び役割
3. 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の内容
4. 放課後児童クラブ運営指針
5. 放課後児童支援員認定資格研修の目的と方法

1. 放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)の現状

1. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の現状

放課後児童クラブ数、登録児童数及び利用できなかった児童数の推移



1. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の現状

放課後児童クラブの設置運営【令和2年7月1日現在】

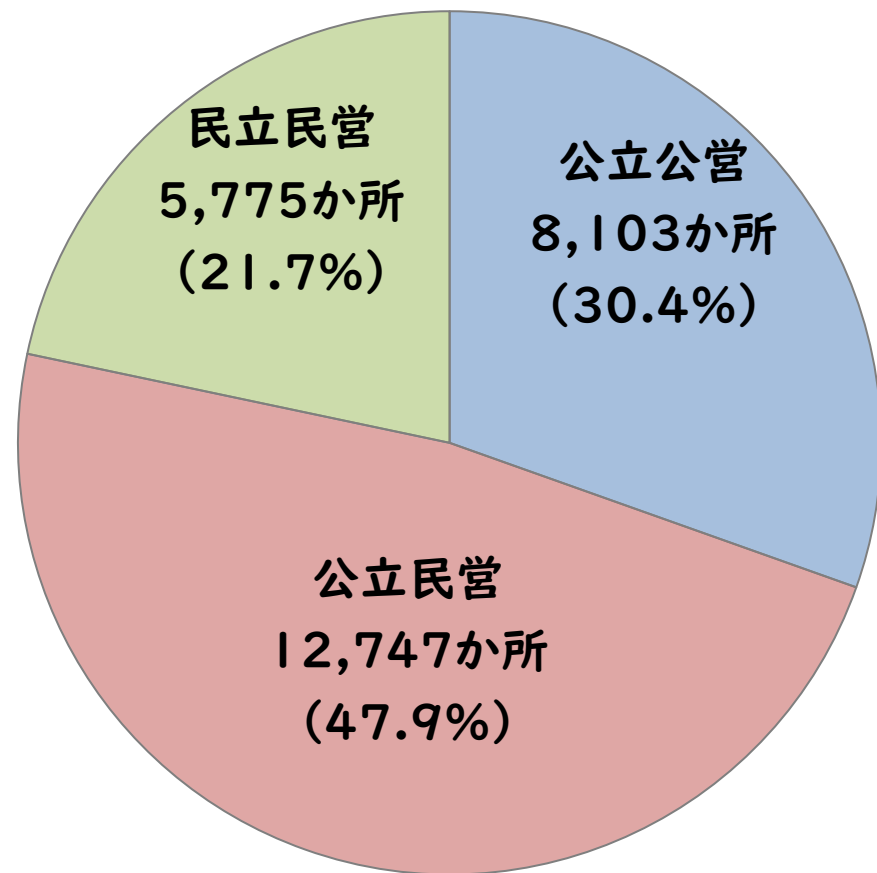
・公立公営（約30%）

・公立民営（約48%）

社会福祉法人	13.8%
NPO法人	6.9%
運営委員会・保護者会	12.7%
その他	14.5%

・国立民営（約22%）

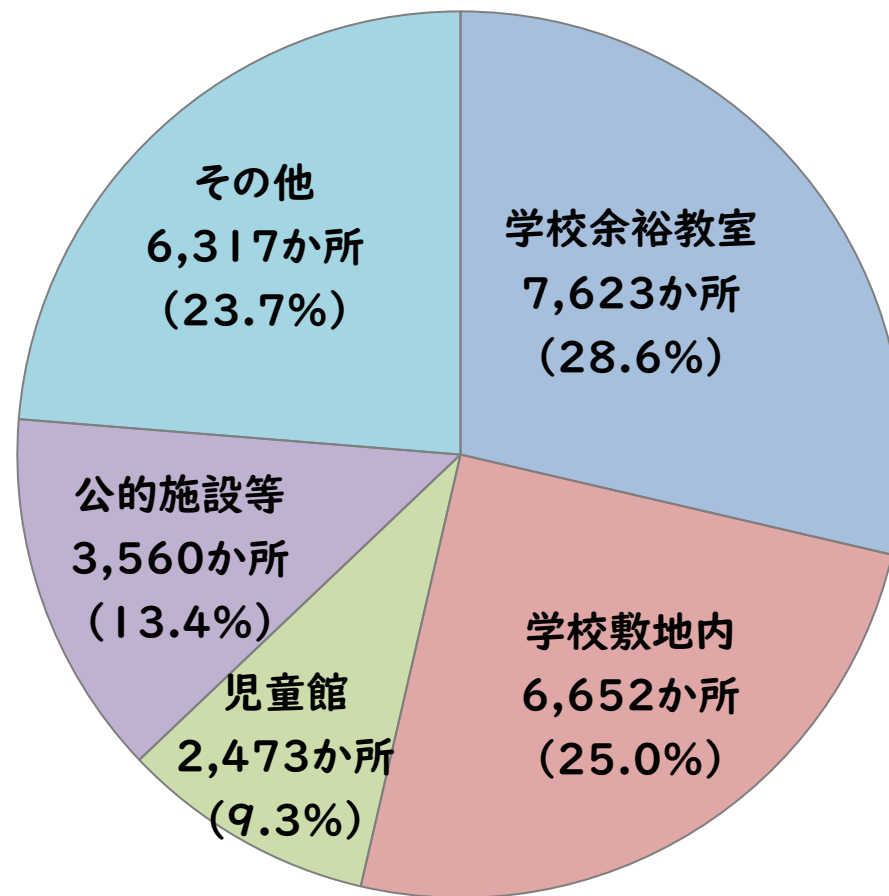
社会福祉法人	6.9%
NPO法人	3.7%
運営委員会・保護者会	5.5%
その他	5.6%



1. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の現状

放課後児童クラブの設置場所 【令和2年7月1日現在】

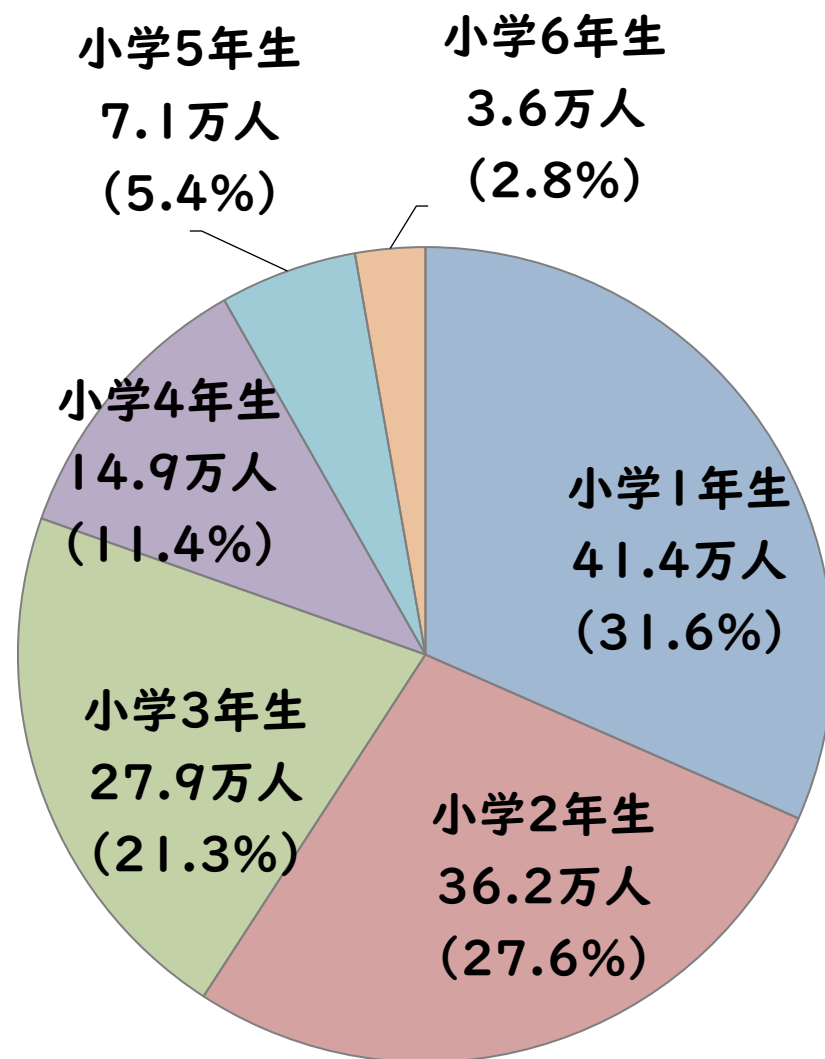
・学校余裕教室と敷地内で約54%



1. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の現状

学年別登録児童数 【令和2年7月1日現在】

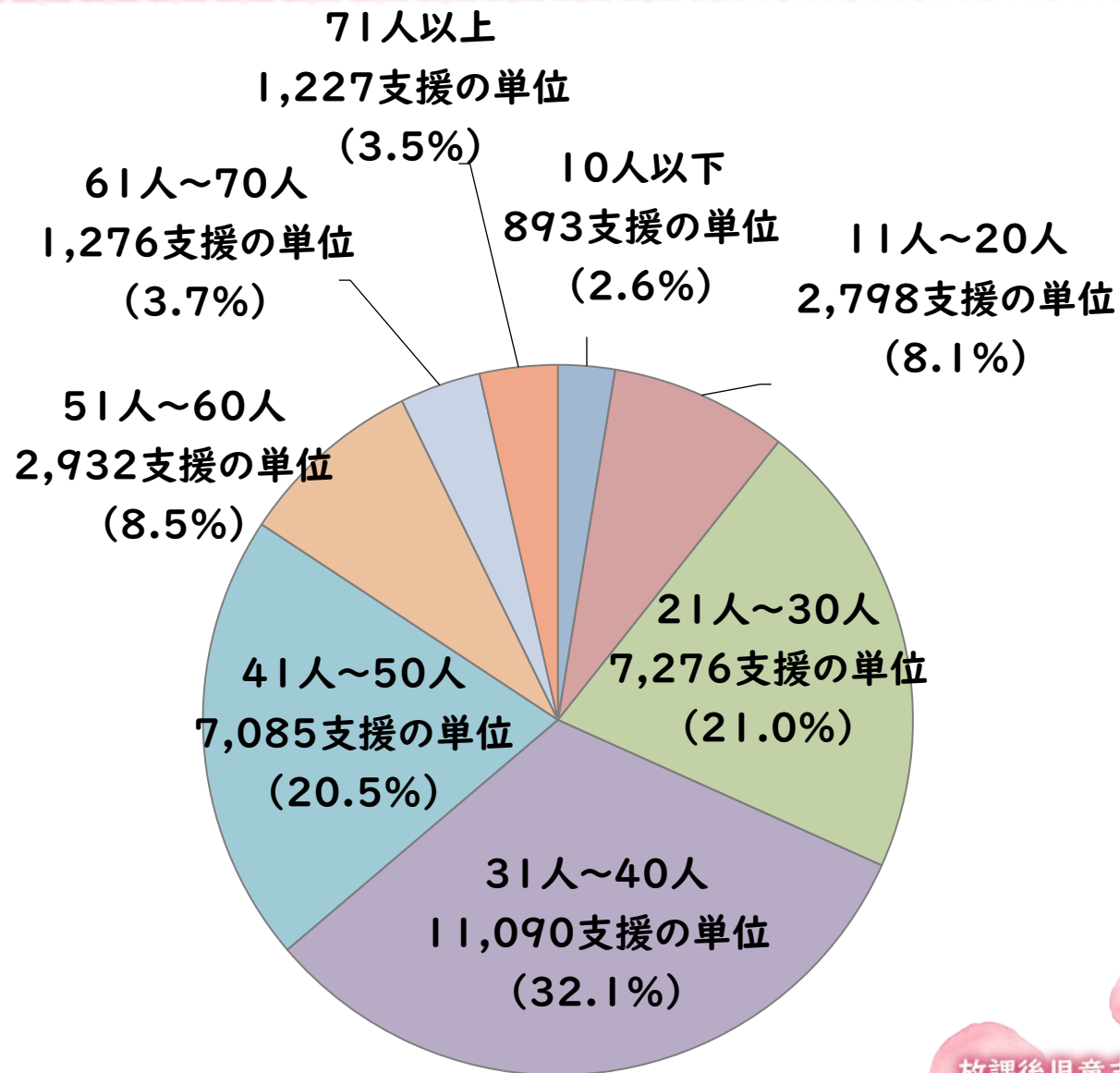
・低学年
（小学1～3年生）が約80%



1. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の現状

登録児童数の規模別の状況 【令和2年7月1日現在】

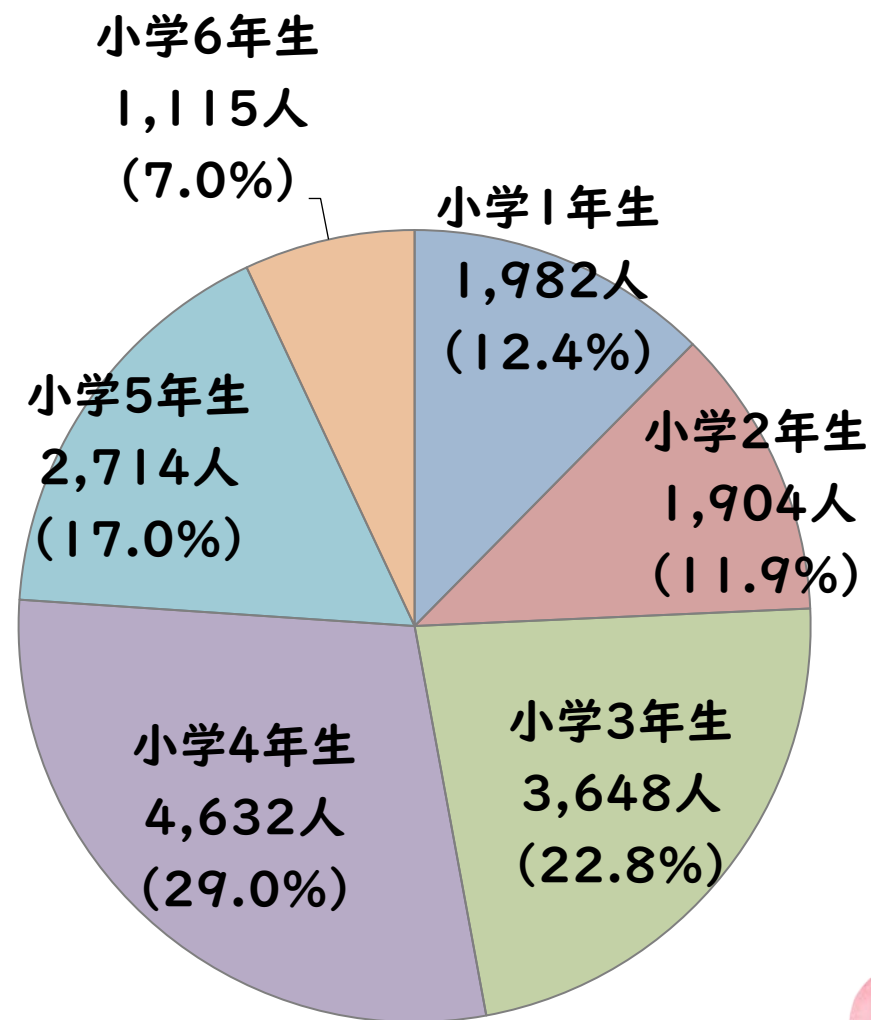
- ・「支援の単位」は集団の規模を示すものであり、児童の放課後児童クラブでの活動は、この支援の単位を基本として行う。
- ・40人までの支援の単位が全体の約64%



1. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の現状

利用できなかった児童の学年別状況 【令和2年7月1日】

- ・高学年
（小学4～6年生）が53%



参考資料

・放課後児童健全育成事業実施状況調査
(厚生労働省子育て支援課)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/kosodate/



令和3年度「放課後児童支援員認定資格研修及び子育て支援員研修の受講促進のための映像教材の作成・周知一式」事業で制作しました。

科目Ⅰ

放課後児童健全育成事業の目的 及び制度内容

1. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の
現状
2. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の
目的及び役割
3. 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する
基準の内容
4. 放課後児童クラブ運営指針
5. 放課後児童支援員認定資格研修の目的と方法

2. 放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)の目的及び役割

2. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の目的及び役割

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の法的根拠

○児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項

「この法律で、放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう」

- ・小学校に就学している＝特別支援学校小学部を含む
- ・労働等＝保護者の疾病や介護・看護、障害を含む
- ・授業の終了後＝学校休業日を含む
- ・児童厚生施設等＝児童福祉法第40条に規定される児童館等

2. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の目的及び役割

- 社会福祉法（昭和26年法律第45号）における第二種社会福祉事業
- 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条第1項第5号
地域子ども・子育て支援事業
市町村が地域のニーズ調査等に基づき、
量の見込みや提供体制等の確保等について
市町村「子ども・子育て支援事業計画」に盛り込み、実施する。
- 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準
（平成26年厚生労働省令第63号）
- 放課後児童クラブ運営指針
（平成27年3月31日雇児発0331第34号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）

2. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の目的及び役割

放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）の目的

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準

第5条第1項

「放課後児童健全育成事業における支援は、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行われなければならない。」

参考資料

- ・厚生労働省(2021)『改訂版放課後児童クラブ運営指針解説書』フレーベル館
- ・放課後児童支援員認定資格研修教材編集委員会(2020)『放課後児童支援員都道府県認定資格研修教材(第2版)』中央法規



令和3年度「放課後児童支援員認定資格研修及び子育て支援員研修の受講促進のための映像教材の作成・周知一式」事業で制作しました。

科目Ⅰ

放課後児童健全育成事業の目的 及び制度内容

1. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の
現状
2. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の
目的及び役割
3. 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する
基準の内容
4. 放課後児童クラブ運営指針
5. 放課後児童支援員認定資格研修の目的と方法

3. 放課後児童健全育成事業の設備 及び運営に関する基準の内容

3. 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準内容

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準と市町村条例

放課後児童クラブの質を確保する観点から、子ども・子育て関連3法による児童福祉法の改正により、放課後児童クラブの設備及び運営について、省令で定める基準を踏まえ、市町村が条例で基準を定めることとなった。

児童福祉法 第34条8の2

市町村は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な水準を確保するものでなければならない。

② 市町村が前項の条例を定めるに当たっては、厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準

③ 放課後児童健全育成事業を行う者は、第一項の基準を遵守しなければならない。

3. 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準内容

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」

(平成26年厚生労働省令第63号)

＊社会保障審議会児童部会放課後児童クラブの基準に関する専門委員会にて検討

【趣旨(第1条)】

- ・市町村が条例を定めるに当たっての参酌すべき基準
- ・利用児童が心身ともに健やかに育成されることを保障
- ・厚生労働大臣は、設備運営基準を常に向上させるように努める

【用語の定義】

- ・放課後児童健全育成事業者…放課後児童クラブを行う者(運営団体等)
- ・放課後児童健全育成事業所…放課後児童クラブ(場所)

3. 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準内容

【主な基準】

設備(第9条)

- 専用区画(遊び・生活の場としての機能、静養するための機能を備えた部屋又はスペース)等を設置
- 専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65㎡以上

開所日数/時間(第18条)

- 原則1年につき250日以上
- 土、日、長期休業期間等(小学校の授業の休業日)
→原則1日につき8時間以上
- 平日(小学校授業の休業日以外の日)
→原則1日につき3時間以上
- ※ その地方における保護者や学校の状況等を考慮して事業を行う者が定める

3. 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準内容

職員(第10条)

○ 放課後児童支援員(※)を、支援の単位ごとに2人以上配置(うち1人を除き、補助員の代替可)

※保育士、社会福祉士等であって、都道府県知事、指定都市市長又は中核市市長が行う放課後児童支援員認定資格研修を修了した者

児童の集団の規模(第10条)

○ 一つの「支援の単位」を構成する児童の数(集団の規模)は、おおむね40人以下

参考:放課後児童クラブ数 26,625か所

支援の単位 34,577支援の単位 (2020年(令和2)年7月1日現在)

その他、非常災害対策、児童を平等に取り扱う原則、虐待等の禁止、衛生管理等、運営規程、帳簿の整備、秘密保持等、苦情への対応、保護者との連絡など



令和3年度「放課後児童支援員認定資格研修及び子育て支援員研修の受講促進のための映像教材の作成・周知一式」事業で制作しました。

科目Ⅰ

放課後児童健全育成事業の目的 及び制度内容

1. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の
現状
2. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の
目的及び役割
3. 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する
基準の内容
4. 放課後児童クラブ運営指針
5. 放課後児童支援員認定資格研修の目的と方法

4. 放課後児童クラブ運営指針

4. 放課後児童クラブ運営指針

放課後児童クラブ運営指針の位置づけ

- 市町村は、省令で定める基準を踏まえて条例で基準を定めなければならないこととされ、国において、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」を策定し、全国的に一定水準の質の確保に向けた取組をより一層進めることとした。
- 各市町村において策定される条例に基づき、放課後児童クラブが運営されることになるが、その運営の多様性を踏まえつつ、放課後児童クラブにおいて集団の中で子どもに保障すべき生活環境や運営内容の水準を明確化し、事業の安定性及び継続性を確保していくことが必要である。
- このため、「放課後児童クラブガイドライン」（2007（平成19）年策定）を見直し、国として運営及び設備に関するより具体的な内容を定めた「放課後児童クラブ運営指針」を策定することとした。

4. 放課後児童クラブ運営指針

放課後児童クラブ運営指針策定の3つの視点

- ① 運営実態の多様性を踏まえ、「最低基準」としてではなく、「望ましい方向に導いていくための全国的な標準仕様」としての性格を明確化
- ② 子どもの最善の利益を保障し、子どもにとって放課後児童クラブが安心して過ごせる生活の場となるように、その役割及び機能を適切に発揮できるような観点で整理
- ③ 子どもの発達過程や家庭環境なども考慮して、異なる専門性を有して従事している放課後児童支援員等が子どもとどのような視点で関わるかが求められるのかという共通の認識を得るために必要となる内容を充実

「放課後児童クラブの設備及び運営に関する基準」と
「放課後児童クラブ運営指針」に沿った一定水準の質を確保した放課後児童クラブの全国展開を図る

◎ 育成支援 = “子どもの健全な育成と遊び及び生活の支援” と定義

4. 放課後児童クラブ運営指針

- 第1章 総則
 - －指針の趣旨、育成支援の基本的な考え方など
- 第2章 事業の対象となる子どもの発達
 - －児童期の発達の特徴を3つの時期区分ごとに整理
- 第3章 放課後児童クラブにおける育成支援の内容
 - －育成支援を行うに当たっての援助の具体的な方法等
- 第4章 放課後児童クラブの運営
 - －省令基準に基づく職員体制や集団の規模等の具体的な内容
- 第5章 学校及び地域との関係
 - －連携に当たっての情報交換等の必要性や方法等
- 第6章 施設及び設備、衛生管理及び安全対策
 - －省令基準に基づく施設及び設備の環境整備等
- 第7章 職場倫理及び事業内容の向上
 - －運営主体の責務と放課後児童支援員等の倫理意識の自覚等

参考資料

・厚生労働省(2021)『改訂版放課後児童クラブ運営
指針解説書』フレーベル館



令和3年度「放課後児童支援員認定資格研修及び子育て支援員研修の受講促進のための映像教材の作成・周知一式」事業で制作しました。

科目Ⅰ

放課後児童健全育成事業の目的 及び制度内容

1. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の
現状
2. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の
目的及び役割
3. 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する
基準の内容
4. 放課後児童クラブ運営指針
5. 放課後児童支援員認定資格研修の目的と方法

5. 放課後児童支援員認定資格研修の 目的と方法

5. 放課後児童支援員認定資格研修の目的と方法

- 制度改正に伴って、放課後児童クラブの専門的な職員を規定した。
- 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市長が行う研修を修了したものでなくてはならない。(第10条第3項)
 - 一 保育士の資格を有する者
 - 二 社会福祉士の資格を有する者
 - 三 高等学校卒業等であって、二年以上児童福祉事業に従事したもの
 - 四 教育職員免許状を有する者
 - 五 大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
 - 六～八 (略)
 - 九 高等学校卒業等であり、かつ、二年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの
 - 十 五年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの

5. 放課後児童支援員認定資格研修の目的と方法

認定資格研修は、

- 一定の知識及び技能を有すると考えられる基準第10条第3項の各号のいずれかに該当する者等が、
- 放課後児童クラブに従事する放課後児童支援員として必要な知識及び技能を補完し、
- 新たに策定した省令基準（放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準）及び放課後児童クラブ運営指針に基づく放課後児童支援員としての役割及び育成支援の内容等の共通の理解を得るため、
- 職務を遂行する上で必要最低限の知識及び技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得を認識してもらうことを目的として実施するもの。

5. 放課後児童支援員認定資格研修の目的と方法

1. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の理解

- ①放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容、②放課後児童健全育成事業の一般原則と権利擁護、③子ども家庭福祉施策と放課後児童クラブ

2. 子どもを理解するための基礎知識

- ④子どもの発達理解、⑤児童期（6歳～12歳）の生活と発達、⑥障害のある子どもの理解、⑦特に配慮を必要とする子どもの理解

3. 放課後児童クラブにおける子どもの育成支援

- ⑧放課後児童クラブに通う子どもの育成支援、⑨子どもの遊びの理解と支援、⑩障害のある子どもの育成支援

4. 放課後児童クラブにおける保護者・学校・地域との連携・協力

- ⑪保護者との連携・協力と相談支援、⑫学校・地域との連携

5. 放課後児童クラブにおける安全・安心への対応

- ⑬子どもの生活面における対応、⑭安全対策・緊急時対応

6. 放課後児童支援員として求められる役割・機能

- ⑮放課後児童支援員の仕事内容、⑯放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令の遵守

参考資料

- ・放課後児童支援員認定資格研修教材編集委員会
(2020)『放課後児童支援員都道府県認定資格研修
教材(第2版)』中央法規



令和3年度「放課後児童支援員認定資格研修及び子育て支援員研修の受講促進のための映像教材の作成・周知一式」事業で制作しました。

科目1 放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容

1. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の現状
2. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の目的及び役割
3. 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の内容
4. 放課後児童クラブ運営指針
5. 放課後児童支援員認定資格研修の目的と方法